

出来事（2014年2月）

1. 食品添加物の新規指定

ひまわりレシチン及びβ-apo-8'-カロテナールの2品については、既にWTO通報が発表されています。また、ポリビニルピロリドン、アドバンテーム（甘味料）、グルタミンバリングリシン、アスパラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）、アンモニウムイソバレレート、カンタキサンチン等の指定、ビオチンの使用基準の改正のための手続きが進められています。

未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の健康影響評価が、12月25日、1月21日について、2月13日にも行なわれましたが、完了していません。未承認食品添加物が未評価のまま流通するという異常事態が、1年近く継続することになります。

2. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（17品目、2月12日1品目追加） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（57品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（5品目、1品目承認、3品目追加） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

*これらの5品目は、全て酵素です。

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

3. 遺伝子組換え食品

新たに、2品目の健康影響評価がなされます。

- ・アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ
- ・低リグニンアルファルファ KK179 系統

4. 食品表示法の制定に向けて、消費者委員会食品表示部会

①加工食品の表示に関する調査会 第3回調査会（2月28日）

- ・個別品質表示基準の統合等について
- ・食品表示基準における販売形態ごとの適用範囲について 等

②生鮮食品・業務用食品に関する調査会 第3回調査会（3月14日開催予定）

③栄養表示に関する調査会 第3回調査会（3月12日開催予定）

5. 第9版食品添加物公定書の進捗状況

本年（2014年）3月：薬食審、来年（2015年）1月：告示とされます。

6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

① 今月も、新たな出荷制限の設定はありません。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (2月25日現在)

7. 多動性と関連する色素を含まない製品のリストの更新 (英国)

FSAは、1月28日、多動性と関連する可能のある6品目(*)のアズ系タール色素を含有しない製品に切り替えることを推奨し、ときどき製品リストを更新しています。

* タートラジン (黄色4号)、サンセットイエロー (黄色5号)、アルラレッド (赤色40号)、ボンソー4R (赤色102号)、アズルビン (未承認)、キノリンイエロー (未承認)

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/feb/colours>

8. 「抗酸化物質が抗がん作用」との趣旨のダイエタリーサプリメントの広告の問題

米国FDAは、1月22日、カリフォルニア州のサプリメントの製造施設の検査、21CFRパート111に重要な違反があると、警告(Warning letter)を発したことを公表しました。cGMP違反及び宣伝内容が未承認新規医薬品に該当するとしています。

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm383084.htm>

9. 化粧品や食品の治験申請の是非

米国FDAは、2月5日、FDAは、化粧品や食品について、臨床試験実施者、スポンサー、治験審査委員会向けのガイダンス「New Drug Applications (INDs)」の一部について、治験申請を必要とするかどうか、意見募集を再開しました。(60日間)

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm384498.htm>

10. FSMA (米国食品安全強化法)

① 高リスク食品の指定 公表：2月3日、パブコメ：4月7日まで

食品の微生物学的・化学的ハザードについて、アウトブレイクの頻度や疾患発生率、疾患の重症度、汚染可能性等の7項目についてそれぞれ評価し、それらのスコアを合計して食品のリスクを評価する。(CARVER shock法)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm380210.htm>

② 意図的異物混入の防止対策

FDAは、大規模な意図的異物混入に対する防止対策を示し、2月20日(カレッジパーク)、2月27日(シカゴ)、3月13日(アナハイム)で公聴会を開催するとのことです。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm383588.htm>

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=FDA-2013-N-1425-0002>

③食品の輸送に関する衛生ルール

1月31日、FDAは、食品の輸送に関する衛生ルールの案文（120ページ）を公表しました。2月27日（シカゴ）、3月13日（アナハイム）、3月20日（FDAセンター）に公聴会を開催するとのことです。パブコメ：3月31日まで。

<https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2014-02188.pdf>

11. 輸入食品の違反事例

①2月24日、厚生労働省は、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施すると報じました。

対象食品等	検査の項目	経緯
韓国産エゴマ、その加工品（簡易な加工のもの。）	ジニコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産エゴマから基準値を超えるジニコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

②国内（都道府県の検査）で違反が発見され回収に。

2月9日、神戸市保健所による検査で、株式会社がイエメンから輸入し、株式会社鶴屋百貨店が販売した「オーシャンヒーローズ ミックスベリークリームビスケット」から指定外添加物TBHQが0.002 g/kg 検出されたことによる食品衛生法第10条違反とされ、回収されています。

* 検疫所を通過した（国内に流通された）後に発見された事案です。

（作成：2014年3月3日）